

春日井市ジュニアユース・サッカートレーニングセンター規約

第一章 名 称

第 1 条 当チームの名称は、春日井市ジュニアユース・サッカートレーニングセンター（略称、春日井トレセン）とする。

第二章 目 的

第 2 条 本センターは、春日井市の資質ある中学生のサッカー技術の向上と健全な心身の育成を目的とする。

第三章 構 成

第 3 条 本センターは、以下の会により構成される。

- 1, 選手会 （選手全員）
- 2, 育成会 （選手の保護者全員）

第四章 機 関

第 4 条 本センターは、第 2 条の目的を達成するために、以下の機関を置く。

- 1, 総 会
- 2, 役員会
- 3, 指導者会

第五章 総 会

第 5 条 総会は、育成会と指導者会で構成し、会長が必要と認めた場合および指導者会の要請、または、下記の場合に会長が召集する。

- 1, 全会員の 1 / 3 以上の要求があった場合
- 3, 役員会が必要と認めた場合

第 6 条 総会は、本センターの最高機関である。

第 7 条 総会は、全会員の 1 / 3 以上の出席があった場合、成立する。

第 8 条 総会の決議は、出席者の過半数の賛成により可決する。

第六章 役 員 会

第 9 条 本センターの役員は以下の通りとし、役員会を構成する。

- 1, 会 長 1 名
- 2, 副会長 1 名以上
- 3, 会 計 1 名以上

第10条 役員の選出は、育成会および指導者会の選任にて決定することができる。

第11条 役員の任期は、9月1日から8月31日までの期間とする。

第七章 選手会

第12条 選手会は、本センターに加入の全選手で構成する。

第13条 選手会員は第2条の目的を達成するため、指導員・育成会の助言を受ける。

第八章 育成会

第14条 本センター加入の全保護者は、全員が会員となり育成会を構成する。

第15条 育成会員は第2条の目的を達成するため、本センターの運営推進に積極的に協力参加する。

第九章 指導者会

第16条 指導者会は、春日井市サッカー連盟（略称、市連盟）の役員および市連盟より選任されたコーチにより、構成する。

第19条 指導者は、第2条の目的を達成するために本センターに参加し、本FCから一定の報酬を受ける。

第十章 会計

第18条 本センターの会計年度は、9月1日から8月31日までとし、会計報告をする。

第19条 本センターの経費は、第2条の目的を達成するために活用することとし、会長の決裁または役員の合意により支出することができる。

第20条 会費は、年度当初の役員会において決定する。

第十一章 付則

第21条 当規約の改正は、総会の過半数の賛成で行なえる。

第22条 活動の際（集合・移動および活動時、さらに解散まで）の不慮の事故および交通事故については、傷害保険等に参加しその範囲で保証する。本センターおよび指導者・引率者等に、一切責任を問わない。

第23条 脱会については、何等の拘束も受けない。

第24条 本センターの活動は1年単位とし、毎年選考会をおこない選手を決定する。